

省エネ推進・生産性向上・業態転換支援事業
第3弾 名張のお店応援補助金

購入製品・設備の変更申請書

本事業で購入する製品・設備の変更は、販売店の事情が原因となる場合に限ります。使用用途の変更・購入店舗の変更は認められません。また、交付決定通知書に記載されている交付上限金額を上回る請求は出来ません。 販売店事情の例：在庫切れ、納品が間に合わない等

令和6年 月 日

名張商工会議所 会頭あて

交付決定された省エネ推進・生産性向上・業態転換支援事業 第3弾名張のお店応援補助金について、当初申請していた購入予定製品・設備について下記の事由が発生したため、別製品を購入した旨を届出ます。

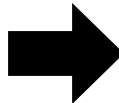
1. 変更届出者

法人名又は 屋号・店名		代表者氏名	印
市内事業所 所在地	〒 三重県名張市	電話番号	

2. 変更事由

--

3. 変更する製品・設備について

購入予定だった製品・設備の名称		購入する製品・設備の名称
		

※変更する製品・設備については、改めて見積書又は詳細な請求書を添付し提出して下さい。
また、製品・設備の詳細が確認できるもの（カタログ、製品ページの印刷等）も同様。